

新 城 市 議 会

厚 生 文 教 委 員 会

平成26年9月11日（木曜日）

厚生文教委員会

日時 平成26年9月11日（木曜日）午後1時30分 開会
場所 委員会室

本日の委員会に付した事件

1 市民福祉部、教育委員会

第110号議案	「質疑・討論・採決」
第111号議案	「質疑・討論・採決」
第112号議案	「質疑・討論・採決」
第113号議案	「質疑・討論・採決」
第114号議案	「質疑・討論・採決」
第115号議案	「質疑・討論・採決」
第116号議案	「質疑・討論・採決」
第117号議案	「質疑・討論・採決」
第118号議案	「質疑・討論・採決」
第164号議案	「質疑・討論・採決」

2 陳情の審査

- (1) 私立高校生の父母負担を軽減し、学費の公私格差を是正するために市町村独自の授業料助成の拡充を求める陳情書 「質疑・討論・採決」
- (2) 愛知県の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情書 「質疑・討論・採決」
- (3) 国の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情書 「質疑・討論・採決」
- (4) 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める陳情書 「質疑・討論・採決」

出席委員（6名）

委員長 中西宏彰 副委員長 菊地勝昭
委員 浅尾洋平 小野田直美 鈴木達雄 鈴木眞澄
議長 夏目勝吾

欠席委員 なし

説明のために出席した者

市民福祉部、教育委員会の副課長職以上の職員

参考人 長坂佳子、立野禎智

参考人の補助者 加藤美紀子、野村光子

事務局出席者

議会事務局長 村田道博 議会事務局次長 中島 勝 議事調査課長 伊田成行

開 会 午後 1 時30分

○中西宏彰委員長 それでは、ただいまから厚生文教委員会を開会いたします。

本日は、10日の本会議において本委員会に付託されました第110号議案から第118号議案まで、第164議案の10議案並びに議長から送付されました陳情について審査します。

審査は説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

第110号議案 新城市母子家庭等医療費の支給に関する条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○中西宏彰委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○中西宏彰委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第110号議案を採決します。

本議案は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中西宏彰委員長 異議なしと認めます。

よって、第110号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第111号議案 新城市障害者医療費の支給に関する条例及び新城市精神障害者医療費の支給に関する条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○中西宏彰委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○中西宏彰委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第111号議案を採決します。

本議案は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中西宏彰委員長 異議なしと認めます。

よって、第111号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第112号議案 新城市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

浅尾委員。

○浅尾洋平委員 質疑のほうをさせていただきます。

112号議案の中の第9条の2のところなのですが、児童1人当たりのスペース、面積が1.65平方メートル以上というふうなことで書いてあるんですが、これは国の基準では乳児のレベルの広さと同じだと思うんですが、確認のほうをお伺いします。

○中西宏彰委員長 金田課長。

○金田明浩こども未来課長 これにつきましては小学生が利用する児童クラブなものですから、保育所でも3歳以上児は1.65で基準となっておりますので、それと同等の1.65という基準となっております。

○中西宏彰委員長 ほかに質疑はありませんか。

浅尾委員。

○浅尾洋平委員 広さは3歳児のスペースと同等ということで確認したと思うんですが、今度第10条の3なんですけれども、その職員のことなんです、これを読みますと、10条の3で、放課後児童支援員はいずれかの該当する者でというところで、条件の1から9まであるんですが、その中で無資格者の方も入っておりますけど、それで無資格者の方もい

いのかということと、あとはつまり国家試験がなくともスタッフに入れるということかどうかお伺いします。

○中西宏彰委員長 金田課長。

○金田明浩こども未来課長 資格の関係につきましては、こちらに記載してあります項目に該当する方で、かつ県が行う研修等を受講した方が支援員として指定されることとなります。

○中西宏彰委員長 浅尾委員。

○浅尾洋平委員 ありがとうございます。それだったら、国家資格とかは特になくとも指定の研修を受けた方だったらなれますよということの認識でよろしいでしょうか。

○中西宏彰委員長 金田課長。

○金田明浩こども未来課長 こちらに書いてある項目、9項目、こちらに該当する方で、かつ一番下の（9号）がそれに当たるもので、無資格というよりは2年以上の放課後児童クラブに類似する事業に従事した者で市長が適当と認める方で研修を受講された方ということになります。

○中西宏彰委員長 浅尾委員。

○浅尾洋平委員 わかりました。そしたら、あと10条の4なんですけど、この条文を読むと、人数の配置なんですけど、スタッフ2名で最大40名の子供を見ることもあり得るというふうな解釈でいいのか、お伺いいたします。

○中西宏彰委員長 金田課長。

○金田明浩こども未来課長 そのとおりでございます。

○中西宏彰委員長 浅尾委員。

○浅尾洋平委員 ちょっと話は変わりましたが、きのう滝川議員が質疑の中で市内の児童クラブの施設の耐震の調査がされていないということで、全体の把握がまだできていないよという答弁だと思うんですが、早急な調査と対策を求めていきたいと私は思っております、やはり大事な子供の命を守るためには、条例にそういった市独自の上乗せとして全児童ク

ラブの耐震の調査と耐震の対策のリフォームの補助などをつけ加えるということが必要じゃないかなというふうに質疑の中で思ったんですが、そういったのは考えとしてあるかどうか伺います。

○中西宏彰委員長 金田課長。

○金田明浩こども未来課長 まず詳細調査につきましては、本年度中に実施したいと思っております。その中で、この基準に基づいて、これは最低基準を定めるものでございますので、そちらを計画的に整備していくことを考えています。

なお、耐震化につきましては今そこまでちょっと課のほうとして意見を持っておりませんので、今後考えていきますけども、児童クラブ自体は基本的には学校の施設内ということで耐震性が確保してある事業所でありまして、あとは新耐震設計も公の施設等を利用していますので、基本的に耐震診断は考えてはおりません。

○中西宏彰委員長 浅尾委員。

○浅尾洋平委員 でもまだ調査のほうがないということなので、その学校の施設内とはいえども、ちゃんとやっぱり子供が安心して預けられる状況ということで、今後やっていただきたいなと思っております。

あとは指導員の有資格者が1つの施設に1人以上というふうに書かれていると思うんですが、そういうことで行き届いた子供の子育ての環境を考えたときに、1施設に資格者が1人だけというのは不十分だと思いますが、市独自でそういった人数、有資格者をふやすというようなことや予算を拡充するということを求めたいんですが、その認識のほうを伺います。

○中西宏彰委員長 金田課長。

○金田明浩こども未来課長 例えば40人以下であれば2人以上という形になると思いますので、その辺はその児童クラブによって人数のほうも考えていきたいと思っております。

○中西宏彰委員長 ほかに質疑はありませんか。

小野田委員。

○小野田直美委員 10条4項なんですけど、国の規定では児童数は40人以下となっておりますけど、市独自として5人以上という規定をつけられたのはなぜでしょうか、理由を教えてください。

○中西宏彰委員長 金田課長。

○金田明浩こども未来課長 これにつきましては、昨日の本会議質疑のほうでもお答えさせていただいておりますけども、今、運用上、運用というか今までの運用上も5人という形でさせていただいております。その5人の根拠につきましては、例えば1人が申し込んだだけで、その児童クラブを開設するということになりますと、やはり1対1ということになりますとそれはもう家庭の中でやっていたくような状態になると思いますので、市として最低基準として5人、集団的に活動できる人数として5人という形で、今までもそういう形でやってきておりますので、それを明確に条例に示すということで5人ということで記載させていただいております。

○中西宏彰委員長 小野田委員。

○小野田直美委員 今後、地域の過疎化とかが増してまいりまして、5人という人数を確保するのは難しい地域もあるのではないかと思います。3人という規定は可能でしょうか。

○中西宏彰委員長 金田課長。

○金田明浩こども未来課長 現在のところ5人で運用しておりますので、これから統廃合等がありまして状況が変わってくれば、また考え直すということも考えております。

○中西宏彰委員長 小野田委員。

○小野田直美委員 12条なんですけど、放課後児童健全育成事業者の職員は利用者に対し、法第33条中、各号に上げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならないというふう書いてあるんですけ

ど、実際児童クラブの中というのは指導員と子供たちになってしまいます。そこで、ほかの目が入らない状態で何時間も過ごすということになると、このあたりの透明性ということが保っていないんじゃないか。なので、ある意味暴言を吐かれたりとか、あと虐待に近いようなことが行われたりということがあるのではないかという保護者の不安があると思います。そのあたりどのようにしていかれるおつもりなのでしょうか。

○中西宏彰委員長 金田課長。

○金田明浩こども未来課長 現在も課の職員等が児童クラブを回ったりはしているんですけども、やはり通常は指導員さん、補助員と子供という形だけになってしまいますので、それが風通しがよくなるというか、そういった状況があれば子供からもこども未来課につないでいただいて、保護者からもつないでいただく。それから指導員からもそういった情報を入れていただいて、その中で総括的にこども未来課でそういういじめ等になるとは思いますが、そういったものについて適切に対応していくような体制をとっていききたいと考えています。

○中西宏彰委員長 小野田委員。

○小野田直美委員 そのことに関してはもうちょっと積極的に介入していただきたいという思いはあります。

16条について、16条の2のところについてなんですけど、指導員がその業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らすことがないように必要な措置を講じなければならないとありますが、必要な措置とは何でしょうか。

○中西宏彰委員長 金田課長。

○金田明浩こども未来課長 これはプライバシーの問題になってくると思うんですけども、これにつきましては職員、臨時職員になるわけですけども、指導員等にも徹底するということで、こども未来課の職員がまずは講師となって、この指導員や補助員に研修を行って、

危機管理をしっかり身につけていただくということで対応していきたいと考えています。

○中西宏彰委員長 小野田委員。

○小野田直美委員 21条ですが、事故が発生した場合は、速やかに、市、当該利用者の保護者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならないとありますが、これは実際に例えば小さなけがとかですと、私も実際子供を預けておまして、ここばんそうこう貼ったねとか、ここけがしちゃったよということはあるんですけど、市に連絡を行うというのはどの程度、どのあたりの事故のことを想定されていますか。

○中西宏彰委員長 金田課長。

○金田明浩こども未来課長 今、小野田委員さんが言われたようにすり傷、ばんそうこうでおさまる程度のものであれば報告はないわけですけども、今、子供さんたちには傷害保険に入っていていただいておりますので、その傷害保険の対象になるようなけがにつきましては、市のこども未来課に連絡するような体制を今とっているところでございます。

○中西宏彰委員長 ほかに質疑はありませんか。

鈴木達雄委員。

○鈴木達雄委員 そもそも話なんですけど、この条例案は、もととなる国の示す条例案があって、それをベースにつくったものなのか、市の独自の基準が一部あるわけですけども、それ以外については国の条例案というものがあって、それをそのままベースにしてつくられたものなのか、そこをちょっと伺います。

○中西宏彰委員長 金田課長。

○金田明浩こども未来課長 今回の条例の制定につきましては、国が子ども・子育て関連法に市町村で定めるものと規定されておりまして、それに基づきまして、本来で行きますとその国の法律があれば運用できるわけなんですけども、その法律の中で市町村に委任するというような形になっておりますので、国

と全く同じ基準であってもそれぞれの市町村で条例を定めなさいということで指示があるものでありますので、基本的には国の基準に従ったものでありまして、その中で地域の実情でありますとかいうものがあって、参酌すべきものがあれば、それを上乘せしたり、少し和らげるような条例になっております。

○中西宏彰委員長 鈴木達雄委員。

○鈴木達雄委員 いわゆる条例の文案というものがあって、その一部については地域の実情等独自の基準を設けて条例化したという、そういうことですか。

○中西宏彰委員長 金田課長。

○金田明浩こども未来課長 全くこれも国の準則に、昔でいいますと準則というのがあって、それに基づいて市町村が条例を定めるわけなんですけども、そういったものがない状況なんですけども、国の条例を見ながら、それと同じような基準に定めております。

○中西宏彰委員長 鈴木委員。

○鈴木達雄委員 ほかの話なんですけど、これは本会議の中でもあったことに関連するんですけど、国県の支援、これについて施設整備であったり運営であったり支援員の研修であったり、そういったところについての国県の支援というのがどういうふうになるのか、そのあたりはどうなんでしょうか。

○中西宏彰委員長 金田課長。

○金田明浩こども未来課長 国からの支援につきましては今と変わらない状況になると思っております。今現在も全てが市立のこども園、私じゃなくて市の新城市立の児童クラブになっておりますので、その運営については国県の補助金がありまして、それで運営しているということですけども、一応国の補助の対象になるのは年間200日以上で児童数が20人以上の場合に補助の対象になっておりまして、それ以外については市単独費でやっているという形でございます。

民間については特に公的支援はないという

ような状況であります。

○中西宏彰委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○中西宏彰委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

○中西宏彰委員長 浅尾委員。

○浅尾洋平委員 112号議案に反対の立場で討論させていただきます。

本条例については、児童クラブは児童がこれから育ち盛りの中で伸び伸びと育つ環境を確保すべきだと考えています。しかし、本条例の内容では、児童1人当たりの面積が1.65平方メートルとして、国の基準では乳児のレベルの広さと同じです。これは1人当たりの児童スペースが狭いと思われます。市独自の上乗せで、もっと広くスペースを確保すべきだと考えます。

また、既存の児童クラブの施設の耐久についての調査もまだ行われておらず、把握がされていない状況です。子供の命を守る上でも、安全・安心を求めて市独自の上乗せ条例として、耐震調査、耐震対策と対策費用を責任を持って入れ込むことを求めます。

新システムへのよりよいための本条例の充実が不足していることから、反対をいたします。詳しくは本会議での反対討論を行います。以上です。

○中西宏彰委員長 ほかに討論はありませんか。

小野田委員。

○小野田直美委員 第112号議案 新城市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、私は賛成の立場で討論いたします。

本条例につきましては、質疑されたところについては再検討いただきたいの思いはあるのですが、条例としては、国からの基準に

従い地域の実情に合わせた条例であり、平成27年度から開始される新制度ですので、混乱せぬよう進めていただき、最後につきましては今後中身を精査し、運営して行ってほしいと思います。以上を踏まえ、賛成としたいと思います。

○中西宏彰委員長 ほかに討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○中西宏彰委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第112号議案を採決します。

賛否両論がありますので、起立により採決します。

本議案は原案のとおり可決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○中西宏彰委員長 起立多数と認めます。

よって、第112号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第113号議案 新城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

浅尾委員。

○浅尾洋平委員 113号議案の質疑のほうに入らせていただきます。

乳児の件なんですけど、乳児は御存じのとおり小さいものですから、栄養がとても大切だと思っております。そこでちょっと食事についてお聞きしたいのですが、第16条を見ますと、外部委託も可能だよというような文言になっているかと思いますが、外部委託の食事の搬入というような形で考えてもいいのか、確認をさせていただきます。

○中西宏彰委員長 金田課長。

○金田明浩 こども未来課長 これにつきましても国の基準と同じ内容になっておりますので、今の形では、本来で行きますと自園給食

が一番適していると思いますけども、民間参入を考えるとということで、こういった形の外部から搬入するというのも可能にしております。

○中西宏彰委員長 浅尾委員。

○浅尾洋平委員 ちょっとお話も今ありましたけど、今既存の施設は全て自園で賄って、園の中で給食をして出しているという形がいいでしょうか。

○中西宏彰委員長 金田課長。

○金田明浩こども未来課長 これは、今回の113号議案につきましては家庭的保育事業のことでいっておりますので、園ではないとは思いますが、これからそれを審査、これに参入してきたい事業者がこれを持っているかということ基準を定めるものでございますので、今現状把握はしておりません。

○中西宏彰委員長 浅尾委員。

○浅尾洋平委員 今、済みません、私も把握はしてないんですけど、自園ではないということは今の既存の施設はどこになるのでしょうか。今のは園ではない。

○中西宏彰委員長 金田課長。

○金田明浩こども未来課長 これにつきましては、自園というかこども園のことではないものです。こども園につきましては今自園給食をやっておりますけども、これは3歳未満児の受け入れに対する民間施設の参入について、例えば家庭的保育事業でありますとか小規模保育事業、居宅訪問事業と事業所内保育事業の事業所を開設する方に対してこの基準を適用するというものでございます。

○中西宏彰委員長 浅尾委員。

○浅尾洋平委員 次はちょっと職員のことでお聞きしたいんですが、第23条の2の家庭的保育者の内容というところなんですけど、そこでは保育士の資格を持っていない無資格者でもいいというふうに書いてあるように見えるんですが、そこはそれでよいのかどうか、ちょっと認識を確認させていただきます。ごめん

なさい、調理員。

○中西宏彰委員長 金田課長。

○金田明浩こども未来課長 調理員につきましては、必ず1人は調理資格を持っている者になります。この23条につきましては、5人以下の家庭的保育事業の職員が記載してありますので、通常で5人ということであれば1人の方が資格を持った方がここに配置されるということになると思います。

○中西宏彰委員長 浅尾委員。

○浅尾洋平委員 23条の2の(2)の方なんですけど、保育を行っている乳幼児の保育に専念できる者と書いてあるんですが、これはどういった方を想定しているのか、お伺いします。

○中西宏彰委員長 金田課長。

○金田明浩こども未来課長 この第23条第2項の第1項ということでもよろしいですか。

〔「はい」との声あり〕

○金田明浩こども未来課長 これにつきましては、乳幼児の保育に専念できる者そのものということしか言いようがないんですけども。

○中西宏彰委員長 浅尾委員。

○浅尾洋平委員 例えば60歳のおばさんというかおばさんで時間があって、乳幼児の保育に時間的にかけられるよという方でもよろしいでしょうか。

○中西宏彰委員長 金田課長。

○金田明浩こども未来課長 これにつきましては、この家庭的保育事業に従事できる方というのは市または県の専門的な研修、この家庭的保育事業等に従事できる職員になるための研修等を受講していただいた方でありまして、年齢等については、今でもそうなんですけど年齢制限というのは設けておりませんので、その受講された方であれば、誰でも従事できるということでございます。

○中西宏彰委員長 浅尾委員。

○浅尾洋平委員 そういうことであれば、とにかく年齢関係なく市と県の指定された研修

を受講した方は、この者に入るといふこと
いいんでしょうか。

○中西宏彰委員長 金田課長。

○金田明浩こども未来課長 その研修の受講
者かつ市長が認める者という形になります。

○中西宏彰委員長 浅尾委員。

○浅尾洋平委員 それでは、第28条の小規模
保育事業型A型と、あと第43条の事業内保育
事業の中の内容なんです、そこをちょっと
読ませてもらうと、場所が4階以上でも乳児
は預けることができるようになったと書いて
あるように思うんですが、今の従来の段階で
は、今の時点では2階以下しかだめだったと
いうふうなことだと思うんですが、その認識
でよろしいでしょうか。

○中西宏彰委員長 金田課長。

○金田明浩こども未来課長 今まではこうい
った基準がなかったということで、これを新
たに定めるということでもあります。

○中西宏彰委員長 浅尾委員。

○浅尾洋平委員 小規模保育等の設置は原則
2階までということだと思うんですが、基準
は2階まではあったように思うんですが、ど
うでしょうか。

○中西宏彰委員長 金田課長。

○金田明浩こども未来課長 済みません、小
規模保育事業自体が今新たに定める事業、ほ
かにも今の制度でほかの事業の名前でやって
いるものもあったかもしれませんが、これ
自体は今回初めて小規模保育事業として新
たに基準を定めるものと思っております。

○中西宏彰委員長 浅尾委員。

○浅尾洋平委員 本にはそういう小規模保育
等の設置は原則2階までと、それを越える場
合は屋外避難階段等の設置を義務づける必要
があったというふうなことなんです、今回
新しい条例を読みますと、そういった屋外の
避難階段を義務づける必要というのが取っ払
われて、子供の安全や防災時の避難等を考え
た場合に屋内のものでいいというふう

であるんですが、そういった従来どおりの屋
外の避難階段というのを上乗せで義務づける
必要があるかなと思うんですが、そういった
検討はありますでしょうか。

○中西宏彰委員長 金田課長。

○金田明浩こども未来課長 28条の表をごら
んいただきたいと思うんですが、2階、
3階、4階以上という形で記載されておいま
すが、ここの常用のところを見ていただきま
すと、常用の2番には屋外階段ということで
書いてありますので、避難用として屋外階段
も設置するような施設基準になっております
ので、それはなくなったということではあり
ません。

○中西宏彰委員長 浅尾委員。

○浅尾洋平委員 あともう一回職員のことで
お聞きしたいんですが、第29条のA型では、
保育士さんが全員保育士さんで、調理員と嘱
託医を置かねばならないということと、あと
第31条のB型では、保育士の割合が2分の1
以上あればいいよというのと、あとは職員さ
んは市長の研修を受けた方でいいということ
と、あと第34条のC型の家庭的保育者でい
いというふうになっていて、そこは先ほど言っ
た第23条の2という認識でいいのかなと思う
んですが、ちょっとそのA型、B型、C型と
いう職員の配分構成とか内容はそういう形で
よろしいでしょうか。認識をちょっと伺いま
す。

○中西宏彰委員長 金田課長。

○金田明浩こども未来課長 これも新しく今
回の新制度で設けられた類型、A、B、C型
になっておりますので、これにつきましても
国の基準で定めるものに基本的に従うとい
う形で、同じ内容にさせていただいております。

○中西宏彰委員長 浅尾委員。

○浅尾洋平委員 そういう認識だということ
がわかったんですが、やっぱりこういうふう
な状況になりますと、イメージをしますとや
っぱり大事な子供さんを預ける場所の先で、

職員の質がばらばらということになると思うんです。例えばそういうA型では国家資格を持った保育士や嘱託医がそろってあって、一方でB型、C型というのは半分の保育士さんの免許を持っている方と、あとは市長の指定の研修を受けた受講者の方とか、あとは無資格者の家庭保育者でいいよというようなことだと、同じ保育という仕事をされる職場であるんですが、こんなにも保育職員の質の差が出ることになりかねないというふうに考えるんですが、やっぱり最低でも一律保育士さんの免許を持った方をそろえてというか一律入れてもらうというような上乗せがいいと求めていきたいと思うんですが、そういう認識というか考えはありますでしょうか。

○中西宏彰委員長 金田課長。

○金田明浩こども未来課長 先ほど条例制定の最初の根拠的なものを話させていただいたわけなんですけども、国の基準で従うべき基準と参酌すべき基準というのがあります。この職員配置につきましては従うべき基準ということで、国の基準に従うという形になっておりますので、それに基づいて定めているものでございます。

○中西宏彰委員長 ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○中西宏彰委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

浅尾委員。

○浅尾洋平委員 それでは、113号議案の反対の立場で討論をさせていただきます。

質疑の中で食事の外部委託のことが話されてありましたが、やはり自園でやるのが望ましいと言いつつも外部委託での民間参入も考えて外部委託のほうも考えてのことだというふうに考えておりますという答弁がありました。やはり子供の発達保障のためには、例外

を設けても給食の外部搬入は認めずに安心したものを提供するということが必要だと思っております。

また、東海大地震をはじめ今後巨大大地震が想定する中で、やはり4階以上の1室で保育もできるという想定も含んでおりますので、やはり安全基準を緩めるのではなく高くしていくという上乗せの市独自のものを定めるといったことが必要かと思っております。

また保育の質については、AからCまでの保育士の資格者がばらばらであって、保育の質が担保されないために反対をいたしたいと思います。

そもそもこの条例は、子育て世代のお母さんやお父さん、切実な要求として出されたものではなく、民主党の政権自体に経済対策として考えられたもので、保育事業を民間企業の参入によってお金もうけの対象にしようとしたものも色濃く入っております。このような保育事業の規制緩和には反対をする立場で、反対討論といたします。以上です。

○中西宏彰委員長 ほかに討論はありませんか。

鈴木眞澄委員。

○鈴木眞澄委員 私はこの、113号議案に対しては賛成の立場で討論させていただきます。

一つの基準を決めて法整備をするということがまず前提の上で、子供たちを少しでもこうやってちゃんとした形で守ってあげるのが、この趣旨ではないかなというふうに思っております。細かい点についてはまた今後しっかりとした内容が詰められていくとは思いますが、そういった中で、また改正も一つはあるかもしれませんが、今の時点では、この113号議案は賛成をさせていただきます。よろしくお祈りします。

○中西宏彰委員長 ほかに討論はありませんか。

[発言する者なし]

○中西宏彰委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第113号議案を採決します。

賛否両論がありますので、起立により採決します。

本議案は原案のとおり可決することに賛成の委員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○中西宏彰委員長 起立多数と認めます。

よって、第113号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第114号議案 新城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

小野田委員。

○小野田直美委員 第6条なんですけど、支給認定保護者から利用の申し込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならないと書いてあります。正当な理由とは何ですか、教えてください。

○中西宏彰委員長 金田課長。

○金田明浩こども未来課長 例えば想定されるものという形にはなると思うんですけども、例えば身分でありますとかそういったもので拒んではならないというような意味合いと考えております。

○中西宏彰委員長 小野田委員。

○小野田直美委員 済みません、ちょっとわかりにくかったんですけど。

○中西宏彰委員長 もう少しわかりやすくお願いします。

金田課長。

○金田明浩こども未来課長 具体的にはそういったものが想定できない、申請された段階で本当に断らざるを得ないというものがあればなんですけども、具体的には。基本的にはそう断るものはないという認識でおります。今具体的にどういうものかというのはちょっとお答えできないということでございます。

○中西宏彰委員長 川窪副課長。

○川窪正典こども未来課副課長 こうした場合ですけど、原則はどの方もお受けしていくというのが真っ当なところでございまして、ただし、どうしても医療的なケアが必要なお子さんだとか、そうした場合にそのためのスタッフだとか機材等がそろえられないような場合、そうした場合は、そのためだけに例えば民間の事業所等でそれができるかということなかなか難しいような場合がございます。そうした場合は正当な理由、お断りをする正当な理由ということに、たぶん一番ケースとして多いのはそういったところではないかというふうに考えております。

○中西宏彰委員長 小野田委員。

○小野田直美委員 ありがとうございます。全体的にかかわるんですけど、条例をつくったことで、3歳未満児の潜在的待機児童が解消できるのかどうか、昨日の滝川議員の質疑にもありましたけど、新城こども園の3歳未満児の入園ができるようになるのかどうか、この辺お伺いしたいと思います。

○中西宏彰委員長 金田課長。

○金田明浩こども未来課長 滝川議員の質疑に対してお答えしたとおりでございまして、ニーズ調査によりますと需要量、31年までに確保していかなければいけない需要量というのは潜在的ニーズといいまして、今後そういった形で利用してみたいという希望的なものも含めたものでありますので、実際のニーズに基づいて、必要があればそういった形、新城こども園についても検討の対象にしていきたいと思っております。

○中西宏彰委員長 小野田委員。

○小野田直美委員 ここは幼稚園ですので、教育委員会さんもかかわってみえると思うので、ぜひ御意見を伺いたいと思います。

○中西宏彰委員長 夏目教育部長。

○夏目道弘教育部長 教育委員会の立場でお答えをさせていただきます。

新城版こども園が立ち上がるそもそもの話というのは、現市長の第2期のマニフェストで掲げられた事業であったと。そのマニフェストの中にいわゆる就学前の子供たちの幼児教育を全面保障しますというようなマニフェストでございました。それに基づきまして、新城市でどういった形でそれを具現化するかということで、今のこども園ができ上がったという経緯がございます。

いわゆる幼児教育を担保するという部分をちょっと頭の中に入れておいていただきたいんですが、今、市内のこども園の中で、国の制度上でいきますと幼稚園、学校教育法に規定する幼稚園というのは新城こども園しかございません。その幼児教育を担保するという、どういった形で担保するかということで教育委員会が大きく考えておるのは、やはりこども園の先生方のスキルアップ、質の向上というものをどういうふうに担保していくのかということ強く考えます。

現在は新城こども園が幼稚園の位置づけであるがゆえに、文科省、県の教育委員会を通じまして、そういった研修機会というものはすごくたくさんおりにきております。現にそういった研修を通じてこども園の先生方はスキルを磨いてみえますので、これは仮にの話ですけれども、幼稚園という形でなくなったときに、いわゆる学校教育法の施設ではなくなったときに、そのルートは途絶えます。そういった長い目で見て、子供を保育する、教育する先生方の質をいかに担保していくのかという部分においては、現段階では教育委員会は文科省の筋の研修というものを断ち切るというのは得策ではないであろうという考え方に立っております。

ただ片方で、3歳未満児保育というものを今度はどういうふうに担保していくべきか。確かに住民ニーズ、市民ニーズはございます。昨日までの議会での議論の中でも、入れたいんだけど申し出たら断られて、作手へ回さ

れたというようなケースも紹介がされましたが、可能な限りそれは受けるべきではないのかな、そういった体制を整えるべきではないのかなという思いはあります。

幼稚園の位置づけであるがゆえに3歳未満児がその場所で受け入れられないというのは、いわゆるマルかペケか二者択一かという考え方というのは少し狭いのではないのかなあという考えは持っております。いろんなやり方があると思います。例えばですけども、今学校の敷地内で児童クラブを開設をしております。学校の敷地内です。学校の施設内で児童クラブを、全く学校教育法とは全然違ったものが現に行われて、それが別に違法でも何でもないわけであります。

そういった考え方に立てば、新城こども園は幼稚園のままにしておいて、将来に向かうこども園の先生方の研修体制というものをしっかり担保をしていくと同時に、未満児は未満児として別の形で新城こども園の施設内というですか敷地内というですか、そういったもので受け入れが可能なのではないのかなあなんというようなことも思い浮かびますので、まだこの辺は教育委員会とこども園の所管であるこども未来課とのほうで具体的なしっかりした議論がなされていないものですから、ここで結論は申し上げられないんですが、今後その辺は十分それぞれの両部局で検討をしていくべき大きなテーマだというふうな認識を持っております。以上です。

○中西宏彰委員長 ほかに質疑はありませんか。

鈴木眞澄委員。

○鈴木眞澄委員 確認なんですけれども、1つ目は、財政措置が一本化、認可指導とか監督の基準を一本化されて、これは1つはスリム化されて、一本にすることによって所管をこうやってまたがないのでいいのかあという部分を感じるわけですけども、その点のこの制度自体の考え方について1点、まずお聞き

します。

○中西宏彰委員長 請井市民福祉部長。

○請井洋一市民福祉部長 今の御質疑につきましては、今教育部長のほうから御説明させていただいた幼保の関係の内容かと思えますので、そんな形でお答えさせていただきますが、今教育部長のほうからお話がありましたように、今現在幼稚園が1園と、そのほかの保育所という位置づけのこども園という構成になっておりますので、今幼稚園の部分につきましては、教育委員会から補助執行という形で市民福祉部こども未来課のほうがその事務を受けて園の運営をしているという状況でございますので、制度的には文科省のラインと厚生労働省のラインという2つが混在しているという状況は変わりません。

そもそもの話ということで、こども園の構想基本計画も検討してくる中で、相当以前からお話がある縦割りの弊害というようなものをどういうふうに解消していったら、新城市としてあるべき幼児の教育・保育というものに反映させていくことができるのかというところがそもそもの出発点だったわけでございますので、先ほど教育部長がこれからの大きな検討課題ということで申し上げましたけども、その一体的な管理、それから事務の執行についてその辺の負担が解消できるのか、どういうふうにしていくのが幼児教育の担保というものにつなげていけるのか、そういった面も総合的に考えながら、もう少し検討する内容の事項にはなると思いますが、その辺、鈴木委員からお話があったことも含めまして、もう少し教育委員会とこども未来課を中心とする我々と検討する課題ということで認識をしております。

○中西宏彰委員長 鈴木眞澄委員。

○鈴木眞澄委員 ありがとうございます。もう一点、この新制度の中には私立幼稚園、選択肢が3つあるという形に移行したんですが、現行の制度でもいいというような形にもなっ

てるんですけど、そういう認識でいいですか。

○中西宏彰委員長 金田課長。

○金田明浩こども未来課長 現行のままでもいいということになっています。

○中西宏彰委員長 浅尾委員。

○浅尾洋平委員 今、小野田委員の発言でもあったんですけど、第6条のことなんですが、正当な理由がなければ拒んではならないというふうに書いてあります。今、先ほどお答えにもあったようにもほぼ原則断れないと、例外はそういう気管切開だとかそういう医療器具が必要な重篤な疾患で通うというような想定の場合は物理的に無理じゃないかというふうなお話だったと思うんですが、ちょっとこの第6条の基本の精神というか正当の理由がそういうことで拒んではならないという考え方なんですけど、これは確認ですが、児童福祉法の第24条の1項に基づくものなのか伺います。

○中西宏彰委員長 請井市民福祉部長。

○請井洋一市民福祉部長 今御質疑いただきました児童福祉法の第24条のところ、済みません、ちょっと内容がよくわからないんですけども、児童に関する条例の制定でございますので、基本としては児童福祉法の流れを含むこの条例につきましては子ども・子育て支援法ということからスタートしておりますので、精神・理念としては共通の部分から出ている内容だというふうに思っております。

○中西宏彰委員長 浅尾委員。

○浅尾洋平委員 児童福祉法第24条の1項というのは、市町村は、この法律及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保護者の労働または疾病その他のことにより、その監護すべき乳児、幼児、その他の児童について保育を必要とする場合において、次項に定めるところによるほか当該児童を保育所において保育しなければならないというようなことで、第2項以降では、こども園や家庭用保育事業への市町村の責任などを明記されてい

るということで、受け付けがあれば、新城市が責任を持って、ちょっと言い方は悪いですが選考し、振り分けるということで、市が責任を持つというふうなことが児童福祉法の第24条の第1項に含まれていると思うんですが、それに基づく考えでよろしいでしょうか。

○中西宏彰委員長 金田課長。

○金田明浩こども未来課長 そのとおりでございます。

○中西宏彰委員長 浅尾委員。

○浅尾洋平委員 市が従来どおり今でもそんなんですけど、新城市が市町村が受け付けという申請書をもって、それを選考してということ、今の既存のことだということだと思うんですが、それでは、その第6条の2項と3項のところなんです、そこをちょっと読ませてもらうと、特定教育・保育施設は、抽せん、申し込み方法、選考しなければならないというふうに書いております。そうすると、市が申し込みを受けてこども園に委託するというシステムだと、今思うんですが、今、先ほど確認した児童福祉法第24条の1項の意味からいいますと、各こども園は選考できないはずなんです。そうすると、あくまでも現行条例のように選考する責任というのは新城市にあるはずなんです、これは矛盾というかそういう自己矛盾というようなちょっと意味にとられるんですが、これは欠陥条例ではないんでしょうか、伺います。

○中西宏彰委員長 金田課長。

○金田明浩こども未来課長 第6条の2項につきましては、ここにただし書きで特定教育・保育施設の中の認定こども園または幼稚園のことに書いてありますので、ただ、うちでいう幼稚園も幼稚園になっているんですけども、今現状、新城版こども園制度に基づきまして同じ、先ほど言いました児童福祉法第24条の第1項に基づく考えで、受け入れを行っているものでございます。

○中西宏彰委員長 浅尾委員。

○浅尾洋平委員 その認定こども園も含めて新城版のうちのこども園も含めるという内容になっていると思うんですが、そうすると、例えば第6条とも2項の初めに書いてあります、特定教育・保育施設はという主語がありまして、最後、選考しなければならない、抽せん申し込みを受けて云々かんぬん書いて、選考しなければならないというふうに書いてあるものですから、こういうふうに書かれると、新城版こども園が申し込みを受けて、選考しなければならないというふうな意味になると思うんですが、受け付けるのは新城市で、新城市が割り振るというふうな形ではないんでしょうか。

○中西宏彰委員長 金田課長。

○金田明浩こども未来課長 今回の新制度に基づきまして、保育の認定方式が変わってきております。1号、2号、3号という形で認定するようになっておりまして、その認定をまずは市に対して認定の申請をしていただいて、その子供が何号の子供になるかということを確認します。その後、今度は保育所に、こども園等に入所の申し込みを出していただくんですが、市の場合は全てがこども園ということでやっておりますので、申し込みも市が全て申し込みを受けて、その中で利用調整をしていくという形になっております。

○中西宏彰委員長 請井市民福祉部長。

○請井洋一市民福祉部長 先ほどからお話に出ております児童福祉法の第24条のところですけれども、そもそも保育ということで、大もとが保育にかけるという要件に基づくものということで、全て希望される方を受け入れるという状況のものではないというところがございますので、そういった面からの整理というふうな考え方も入ってくるということがございますので、つけ加えさせていただきたいと思います。

○中西宏彰委員長 浅尾委員。

○浅尾洋平委員 わかりました。そういうこ

とで、市が受け付けをまずしてということになると、市は、利用の申し込みというふうに書かないといけないのではないかなと思うんですが、これが特定教育・保育施設はというふうに主語が来ているものですから、それはどういうことかなというふうに思うんですが。

○中西宏彰委員長 金田課長。

○金田明浩こども未来課長 たまたまこの場合は市が全て同じ公立のこども園ということで対応していますので、先ほど言った例につきましては、市が申し込みも一緒だから市が利用調整をするという話をさせていただいております。

○中西宏彰委員長 浅尾委員。

○浅尾洋平委員 その文章がここにはちょっと見当たらないとかどこの部分を指しているのか、これを読んだだけだと市が出てこないものですから。私が言っているのは、新城市が責任を持って振り分けて選考するというふうに、市の責任が今やっているとおりやっていたかということが必要だと思うんですが、ここを見るとちょっとそういったことがないものですから、ちょっとお聞きしたんですが。

○中西宏彰委員長 金田課長。

○金田明浩こども未来課長 これにつきましては運用の基準を定めるものでここに記載してありますので、ここにはうたっていない形になります。

○中西宏彰委員長 請井市民福祉部長。

○請井洋一市民福祉部長 今現在、新城市のこども園につきましては、こども園の設置は全て公立ということでやっておりますが、全国的にはそういったところは当然非常に珍しい内容というか状況のものでございまして、当然民間の保育所等々もたくさんありますので、そういったところも、この条例の中で対象になってくるということで、全てが市単独でやるというような状況のものではないとい

うことから、今ここに記載してございます、その規定の仕方という形になってくるというふうに考えております。

○中西宏彰委員長 浅尾委員。

○浅尾洋平委員 そうしますと、やはり市の責任で子供を見るというか選考するというようなこともあるし、直接契約、利用者が保育所とかそういった民間の保育と契約するということで、ごちゃごちゃになってくると本当に保育というのはしっかり新城市や自治体、市町村が責任を持って選考し、また責任を持って基準を定めて割り振るといったようなことが必要だと思います。やはりそういった選考にかかわる部分は親御さんが一番気にするところでありますから、そういう民間と公立というようなところで責任がどこになるかわからないような条例の書き方はやっぱりやめるべきじゃないかなと思うんですが、訂正を求める思いがあるんですが、どうお考えでしょうか。

○中西宏彰委員長 金田課長。

○金田明浩こども未来課長 この条例につきましては運用の基準を定めるものでありまして、その利用調整というようなものになると思うんですけども、それをこの条文に定めるものではないと思っております。

○中西宏彰委員長 ほかに質疑はありませんか。

鈴木達雄委員。

○鈴木達雄委員 新城市はたまたま全部が公立ということで市立なんですけども、この条例に基づく確認というんですか、これは市みずからがこの既存の市の施設について、こども園、その運営について確認作業をするということですね、みずから。

○中西宏彰委員長 金田課長。

○金田明浩こども未来課長 本来のこの条例の趣旨で行きますと民間も含めるんですけども、ただ、市の場合は全てが公立の園ということで市が管理するという考えになります。

○中西宏彰委員長 鈴木達雄委員。

○鈴木達雄委員 そうしますと、どこかに報告するとかそういう話じゃなくて、市が市の施設を確認してそれでよしとするという、こういうことということですね。ですので、外部というかそういう目は入らないという、そういうことですね。

○中西宏彰委員長 金田課長。

○金田明浩こども未来課長 この制度自体はさっきの113号議案と同様民間の事業所が参入することについて基準を定めるものでありまして、家庭的保育事業で認定された方が今度公的な支援を受けるために114号議案で、今度はその方が公的支援の対象になるかというのを市が審査するというような内容になっているものでありまして、この辺につきましては国の基準を変えるものではなくて国の基準をそのまま条例として上げてあるものでございます。

○中西宏彰委員長 鈴木達雄委員。

○鈴木達雄委員 もう一つ、本会議のまた質疑の確認になるかと思いますが、条例制定による本市行財政の影響はという質疑がありました。それに対して、こういった業務が一時集中するというようなこと、それから業務量の話、それから県・国の支援は地方交付税措置が主というようなこと、その2点について再度確認しますけど。

○中西宏彰委員長 金田課長。

○金田明浩こども未来課長 当然こういった基準を定めるに当たりまして、今度は市が認可することになりますので、そういった認可事務でありますとか指導事務というのが発生してくると思います。厳しい状況ではありますけども、現在配置された人員の中で対応していくという考えであります。

財源の面につきましてはまだ国から公定価格が示されていないで、また地方交付税として措置される部分もあると思うんですけども、それもまだ明確な数字ができていないという

ことですので、歳入というか財源となるものについては今明確にはなっておりませんが、この認可事務につきまして財政的な負担はふえてくるという形になると思います。

○中西宏彰委員長 鈴木達雄委員。

○鈴木達雄委員 業務のお話ですけど、先ほどの1番目の新城市立のこども園の確認作業、いわゆるこども園についてはそれしか今ないわけでありまして、それについての仕事が当初たくさんあるよという、そういうことですよ。先ほど民間が移行してという、認可というかそういった仕事もあるよという話でしたけど、現状においてはどうですか。

○中西宏彰委員長 請井市民福祉部長。

○請井洋一市民福祉部長 昨日答弁させていただいた内容の繰り返しになって申しわけございませんが、今鈴木委員がおっしゃられたように、市立のこども園の1号から3号の認定業務とともに、この制度が改まることによる内部で使用しておりますシステムの改修とそれから入園調整、保育料の決定というようなことで、保育料もこれから公定価格等を参考に設定していくという、そういう作業がこれからおおむね年内、年越して早々ぐらいまでを中心に集中するというようなことをきのうお話をさせていただいたところでございます。

○中西宏彰委員長 鈴木達雄委員。

○鈴木達雄委員 そうしますと、現行の新城版のこども園への影響というか、それは変わるという、何か変わってくるということなんですか。

○中西宏彰委員長 金田課長。

○金田明浩こども未来課長 認定の方式が1号、2号、3号の子供という形で認定が変わるという形にはなりますけども、うちとしては保護者に負担というか迷惑をかけない、戸惑うことがないような形に進めていきたいと考えています。

○中西宏彰委員長 鈴木達雄委員。

○鈴木達雄委員 さらに今後のこども園の方針、市長の言葉でいうと無償化とかいろんなことが考えられているみたいなんです、今後の方針については、この条例を制定することによって変わるとか、何か考え直さないといけないというような話はないのでしょうか。

○中西宏彰委員長 金田課長。

○金田明浩こども未来課長 これにつきましては、あくまでも今回は基準を定めるもの、民間参入に伴って基準を定めるというものでございますので、こども園制度に直接そんなに影響のないものと考えております。

○中西宏彰委員長 ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○中西宏彰委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

浅尾委員。

○浅尾洋平委員 それでは、第114号議案で反対の立場で討論させていただきたいと思っております。

反対の理由は、民間参入を定めることを優先しており、この条例は民間と市の混合されて責任が書いてあります。これでは誤解されやすいですし、また児童福祉法第24条1項では、本来は市が受け付けて選考し、こども園に委託するという性格のものであります。この条例では、このこども園が民間事業者の方法と選考方法が違いがあり、新城市の責任というものが曖昧にされております。条例の趣旨に照らしてもおかしいのではないかと考えております。

また、本市の条例案では実態に合った規定になっていないと考えております。もっとお母さんやお父さんが読んでわかりやすい、納得できる条例の文に努力して行ってほしいと思っております。

また、とりわけ選考に係る部分は、親御さ

んが一番気にするところでありますので、市の責任が曖昧になるような条例の書き方はやめるべきだと思っております。以上のことから反対の討論とさせていただきます。

○中西宏彰委員長 ほかに討論はありませんか。

鈴木達雄委員。

○鈴木達雄委員 私はこの114号議案について賛成の立場で討論いたします。

ただいまの質疑等で確認をいたしました。現在、新城市は新城版こども園ということで、新城の市立のこども園でほとんど100%ということですが、子供さんの幼児教育また保育ということで機会と質を保障しているということであります。またさらにこれ以上の向上を目指しているということであります。

今回の条例は国の子ども・子育て新制度に基づいての条例であります。中にはやはり民間参入も含めた基準というところもありますが、現行、新城市においては現在の市の考えをさらに進める、そして国の基準に沿ってということでありますので、国の基準がこれから現在幼保一元化ということにするならば、まだ不完全ではありますけれども、国の求めるこれからの子供子育て、教育環境を保障していこう、充実していこうという方向性にあるものでありまして、また少子化の歯どめにも資するというような内容でもあるかと思えます。そういった国の方向性と新城市の現在進めるこども園、これをまたさらに若干のすり合わせも必要なのかなあというところもありますけれども、お互いといいましょうか国の指針にも基づいて、現行の制度をさらに高めるということにこの条例が資するものだと私は判断しますので、この条例には賛成いたしたいと思えます。

○中西宏彰委員長 ほかに討論はありませんか。

[発言する者なし]

○中西宏彰委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第114号議案を採決します。

賛否両論がありますので、起立により採決
します。

本議案は原案のとおり可決することに賛成
の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○中西宏彰委員長 起立多数と認めます。

よって、第114号議案は原案のとおり可決
すべきものと決定しました。

次に、第115号議案 新城市保育所並びに
へき地保育所の設置及び管理に関する条例の
一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○中西宏彰委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○中西宏彰委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第115号議案を採決します。

本議案は原案のとおり可決することに異議
ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中西宏彰委員長 異議なしと認めます。

よって、第115号議案は原案のとおり可決
すべきものと決定しました。

次に、第116号議案 新城市立幼稚園保育
料条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○中西宏彰委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○中西宏彰委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第116号議案を採決します。

本議案は原案のとおり可決することに異議
ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中西宏彰委員長 異議なしと認めます。

よって、第116号議案は原案のとおり可決
すべきものと決定しました。

次に、第117号議案 新城市保育の実施に
関する条例の廃止を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○中西宏彰委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○中西宏彰委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第117号議案を採決します。

本議案は原案のとおり可決することに異議
ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中西宏彰委員長 異議なしと認めます。

よって、第117号議案は原案のとおり可決
すべきものと決定しました。

次に、第118号議案 新城市公民館の設置
及び管理に関する条例の一部改正を議題とし
ます。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○中西宏彰委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○中西宏彰委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第118号議案を採決します。

本議案は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中西宏彰委員長 異議なしと認めます。

よって、第118号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第164号議案 新城市西部福祉会館の指定管理者の指定を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○中西宏彰委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○中西宏彰委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第164号議案を採決します。

本議案は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中西宏彰委員長 異議なしと認めます。

よって、第164号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

この際、しばらく休憩いたします。

休憩 午後2時58分

再開 午後2時59分

○中西宏彰委員長 休憩前に引き続き、委員会を開き、陳情の審査を行います。

陳情者代表 長坂佳子氏から提出されました「私立高校生の父母負担を軽減し、学費の公私格差を是正するために市町村独自の授業料助成の拡充を求める陳情書」、「愛知県の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情書」及び「国の私学助成の拡充に関す

る意見書の提出を求める陳情書」を議題とします。

本日は、参考人として長坂佳子さんの出席を得ております。

また、参考人の補助者として、豊川高等学校、加藤美紀子先生、野村光子先生の出席も許可しております。

この際、委員長から一言御挨拶申し上げます。

本日は、お忙しい中にもかかわらず厚生文教委員会の陳情審査のために御出席いただき、まことにありがとうございます。委員会を代表して心から御礼申し上げますとともに、忌憚のない御意見をお述べくださるようお願いいたします。

早速ですが、議事の順序について申し上げます。

はじめに、参考人から陳情に関して説明や御意見を述べていただき、その後、委員からの質疑にお答えいただくようお願いいたします。

それでは、長坂佳子さん、よろしくお願いたします。

○長坂佳子参考人 今年度からですか、助成金のほうの910万円以上のところ、そのところが支給されないという、そのような変更が新城市でありました。私たちの考えるところ、お願いしたいところは、やはり公私の格差をなくす、教育に平等をとということで、特に我が校に通う生徒たち、新城から豊川高校へ通っている際に県の助成なり市の助成ありましても、やはり通うのに、授業料だけではなく通学費など、ほかの費用もいろいろかかるということで、やはり助成が本当に重要なところでありまして、高収入の家庭でありましても、やはり少しでも助成金をお出しただけということでありまして、新城市というのは本当に税収のほうも厳しいとは思いますが、消費のほうに関しましても助成があるというだけでいろんなものがよくなっていくのではないかと、いろいろ思いは先日お伺

いしたときにそれぞれの父兄から伝えさせて
いただきましたが、要求するところは、今年
度からできた所得制限というところですか、
そこを何とか見直していただきたい。そして
助成の拡充ということでお願いしたいとい
うことです。

○中西宏彰委員長 ありがとうございます。

以上で、参考人からの説明・意見が終わ
りました。

これより参考人に対する質疑に入ります。

なお、念のため申し上げますが、参考人
は委員長の許可を得てから御発言くださ
い。また、委員に対しては質疑をするこ
とができませんので御了承願います。

質疑はありませんか。

鈴木眞澄委員。

○鈴木眞澄委員 新城、豊川市の状況な
んかは今の現状として支援がされてい
る状況なのか把握されていると思うん
ですけど、どんな状況か教えていただ
ければと思います。

○中西宏彰委員長 長坂さんでよろし
いのですか。野村先生お願いします。

○野村光子参考人補助者 豊川高校の
野村と申します。済みません、よろしく
お願いします。

以前、8月に議長さんにお会いした
ときにちょっと詳しい愛知県下の各
市町村の助成金の一覧を差し上げた
ものですから、詳しい数字などはそ
ちらをごらんいただきたいと思う
んですけど、まずさっき長坂さんか
らいろいろ父母の率直な思いを語
っていただきましたが、まず私
たちはたまたま豊川高校の教員と、
それから長坂さんも息子さんが今
豊川高校に通ってみえて、ただ私
学の助成金ということでお願いに
上がっていますので、特に新城は
黄柳野高校が新城市にあるとい
うことで、去年火事が起きまして、
その後新城市の本当厚いお取り
計らいで、寮のこととか子供たち
のケアとか、すごく厚くやって
いただいているものですから、ま
ずもって御礼を申し上げた

と思います。

各御家庭への助成金というところ
では910万円以上がカットされて
しまった、国の流れ、県の流れの
上でそういうふう判断されたとい
うふうにお伺いしていますけども、
ただこの間、愛知県の基準をも
とにして近隣の豊川市、豊橋市
はその10分の1を各家庭に支給
していると。新城については20
分の1で、そうすると豊川、豊橋
の半分というふう数字上そうなる
んですが、ところが新城について
はこれはちょっと数字のまやか
しがあって、県の10分の1と豊
川、豊橋言っているんですけども、
国からの就学支援金を除いた県
単独の助成金の10分の1なも
んですから、豊川と豊橋は、す
ごく少なくなっちゃってるん
です、3年前から、4年前です
か。新城は国と県合わせた20
分の1ですので、所得の御家庭
によっては豊川、豊橋よりも高
い金額で支給をしていただい
ている所得層もありまして、そ
の点では私たち本当に感謝を
申し上げます。各市町村でや
っていただいていることなも
んですから、新城ではそういう
厚いお取り計らいをいただいた
と、まず感謝を申し上げます。

受給率に関しては、ちょっと市
町村ごとの受給率までは出て
ないんですけども、各学校ごと
にどれぐらいの家庭が直接助成
を受給しているか大体数字が
出ていまして、本校豊川高校
でいいますと75%ぐらいの
家庭が受給しています。これは
もう豊川、豊橋、新城、いろ
んなところ在住全部ひっくる
めてですけども、75%ぐ
らいの生徒が受給しています。

豊橋中央の先生は80%超える
御家庭だと言っていました。学
校によって若干違うんですが、
この間調べてわかったのは、
名古屋部の高校よりも東三河
の高校のほうが受給している
家庭が多いということがわか
ってききました。総じて所得
が名古屋の各御家庭よりも東
三河の御家庭のほうが少ない
御家庭が多いということが
わかってきたのが一つと、こ
こ4年の

統計を見ました、ここ4、5年の統計を見ましたら、乙1家庭がふえていると。乙2のところでも所得の少ない御家庭が愛知県全体の数%なんですけども、ふえている傾向があると。全体として所得が減っている御家庭がふえているというのがわかってきました。

そういう意味では、さっき長坂さんが公私立格差の是正というところを私たちは本当理想としているというかぜひともお願いしたいところなんですけど、どの御家庭の方も先行きの不安なく子供は勉強できる環境に置くというところで、この県・国の助成金プラス各市町村からいただく助成金がもう本当に励みになっているというか、金額としては年間数万円のところなんですけども本当に大きな役割を果たしてくださっているというふうに受けとめております。そんな御回答でいいですか。

○中西宏彰委員長 ほかに質疑はありませんか。

鈴木眞澄委員。

○鈴木眞澄委員 年々、私学へ新城からでも273名の方とお聞きしましたけども、私学へ行っておられるということで、本当に電車に乗って行かれる、飯田線も変わってきたりしたり交通手段もいろんな形があると思うんですけど、まだまだ、今新城から270という形で、多分設楽のほうからも行かれている生徒さんもおみえになると思いますけども、子供さんの私学に対する思いが強くなってきたのか、私学へ行きたいというような、そういう傾向というのはあるんですかね。

○中西宏彰委員長 長坂さん。

○長坂佳子参考人 私たちの高校のころとは随分変わりました、私学はやはり学校の特色がすごくありまして、特に今スポーツのほうですごく力を入れていただいているということで、何か得意なスポーツがありましたところ、私立高校に行けば本当に文武両道という、そういう特色のあるところで自分の能力を十分に生かすことができる、そしてその先へ進

むことを考えますと、公立高校ですと例えば新城ですと、新城東高校、進学校ですので、どちらかという皆さん何かかんかどこか大学を選択して、そして例えば愛知県から外に出てしまうとか、そういった選択肢がやっぱり少ないんですよ。

私、子供を豊川高校に行かせて今年3年生です、就職のことですとか進学のことですとかいろいろと現状を知ることができて思ったことなのですが、就職も地元企業が割とたくさん来ているということ。昔みたいに就職の選択の仕方も違って、やはり成績のいい子は自分の選んだ就職先へ、もう本当に大学に行かなくても割と地元の優良企業に就職ができるということで、それが本当に私立のいいところになってしまっています。

大学に関しましても、指定校推薦など愛知県内の大学のほうで推薦で入れるという、スポーツ推薦とか。なので、公立に通っているお母様方とも話すんですが、現実には私学に通っていたほうが地元に残れる可能性が高くなっています。そのように思っています。そこが今本当に私立高校のいいところではないかと私は理解しておりますが、よろしいでしょうか。

○中西宏彰委員長 ほかに質疑はありませんか。

菊地委員。

○菊地勝昭委員 今、私学と公立高校との授業料といたら年間どのくらいの開きがあるんですか。

○中西宏彰委員長 野村さん。

○野村光子参考人補助者 公立高校は今所得の910万円以下の方は無償ですので、ほぼゼロです。910万円以上の方はどれぐらいお支払いするのかちょっと私は存じ上げませんが、私立高校は平均しますと月額3万3,000円ぐらいが月額授業料の納入金額になっています。

○中西宏彰委員長 菊地委員。

○菊地勝昭委員 私学にも国からの補助金というか援助があると思うんですが、なぜそれだけの開きが出るのかという辺はどこに原因があると思いますか。

○中西宏彰委員長 野村さん。

○野村光子参考人補助者 済みません、3万3,000円1月納めて、国からの就学支援金が月額9,900円、したがって差額が2万4,000円ぐらいです。なぜ開きがあるかという、これ公立がなぜ無償かというと全て公費で賄っていらっしゃるからであって、私学については公費、つまり助成金をいただいていますけれども各学校の経営費の約半分ぐらいになっています。残り半分を授業料で御家庭が納めていただいているという仕組みになっています。

○中西宏彰委員長 よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○中西宏彰委員長 質疑なしと認めます。

以上で、参考人に対する質疑は終了しました。

本日はまことにありがとうございました。

野村さん、どうぞ。

○野村光子参考人補助者 生徒たちが助成金に関する資料、この夏休みに大学の先生とか専門家の方に調べてつくった資料があるんで、ちょっと子供たちがつくった資料で、左右ちょっと切れちゃってるところがあるんですが、これがすごくまとまっています、ぜひ皆さん見ていただいて、ちょっと私学の助成金の実情とか子供たちが子供たちの目で、もちろん自分たち公私格差の是正に向けて何ができるのかな、どうしたらいいのかなということも含めてまとめた資料です、もしちょっと御参考いただければと思って持ってきましたので、ちょっと在籍する高校名や個人名も入っているんですが、本当に真面目に勉強してまとめた資料で、この前日曜日、子供たちと助成金の勉強会をやって、私も参加して、すごく私自身も勉強になったもんですか

ら、もし参考になればと思ってお持ちしましたので。

○中西宏彰委員長 ありがとうございました。

それでは、済みません、ありがとうございました。

この際、しばらく休憩いたします。

休憩 午後3時16分

再開 午後3時19分

○中西宏彰委員長 休憩前に引き続き、委員会を開き、陳情の審査を行います。

新城市教員組合 執行委員長 立野禎智氏ほか250名から提出されました「定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める陳情書」を議題とします。

本日は、参考人として立野禎智さんの出席を得ております。

この際、委員長から一言御挨拶申し上げます。

本日は、お忙しい中にもかかわらず厚生文教委員会の陳情審査のために御出席いただき、まことにありがとうございます。委員会を代表して心から御礼申し上げますとともに、忌憚のない御意見をお述べくださるようお願いいたします。

早速ですが、議事の順序について申し上げます。

初めに、参考人から陳情に関して説明や御意見を述べていただき、その後、委員からの質疑にお答えいただくようお願いいたします。

それでは、立野禎智さん、よろしく願いいたします。

○立野禎智参考人 では、失礼します。新城市教員組合で執行委員長を務めております立野禎智と申します。現在、所属はことしから千郷小学校に勤務しております、特別支援クラスの担当をしております。

本日は、陳情の趣旨説明の御機会をいただ

き、ありがとうございます。また、昨年度はこちらの議会におきまして今回の意見書を採択していただきましたこと、まことにありがとうございます。一人一人の子供に行き届いた教育を実現する上で大変意義があることであり、組合員一同心より感謝申し上げます。

愛知県教員組合では、国に対して定数改善計画の早期実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求め、県下各地区の教員組合において、県議会並びに各市議会に対して意見書を採択していただくための請願・陳情活動を1997年より毎年行っております。

県下には54の市町村議会がございますが、例年約8割以上の議会で、この意見書を採択していただいております。新城市議会をはじめ県下各地の市町村議会で我々の思いを御理解いただいておりますこと、この場をおかりして、重ねて御礼を申し上げます。

それでは、今回の陳情について御説明を申し上げます。現在学校現場が抱えている問題は非常に多種多様化しております。資料をごらんください。資料1番です。新城市においても、不登校児童生徒という問題がございます。中学校現場における近年の生徒指導の内容は、非行ですとか問題行動といった対応よりも現在はもう不登校生徒への対応というものに移り変わってきております。小学校よりも中学校のほうがやっぱりどうしても思春期という大変な時期を迎えるときもありますので、やはり中学校のほうが不登校傾向になりやすいという現状は、新城市においても変わりません。こうした状況で中学校現場は頭を悩ませているようなところもございます。

また国際化ということがございますが、新城市においても日本語教育が必要な外国人児童生徒が見られることも、下の資料からわかります。

さらに資料2のほうをごらんください。特別な支援を要する児童生徒の増加がございます。青く塗ったところが特別支援学級の数と

児童生徒数をあらわしています。今年度新城市内において特別支援学級が設置されている学校は小学校で7校、中学校で5校、合計12校です。学級数、子供数でいいますと、合計23学級、合計84名となり、昨年度に比べて13名ふえています。特別支援学級に在籍する児童生徒は増加傾向にあると現場では感じています。

さらに近年、学校現場で大きな課題となっているのは、通常の学級に在籍していながらも特別な支援を要すると思われる児童生徒が増加していると我々が感じていることです。資料3をまたごらんください。今年度の6月に市内の教員を対象にしてアンケートをとったものですが、特別な支援の必要性を感じる子供はクラスに何人いますかと担任さんに調査をいたしました。2人以上いると答えた担任さんが50%以上いるということがわかってと思います。1人はいると答えた数も含めると小学校で7割、中学校で8割の先生方が何らかの形で特別な支援、配慮を必要とする児童生徒を担任しているということがわかります。

新城市ではハートフルスタッフ派遣事業を行ってくださっております。各校にハートフルさんが毎日来てくださって、そうした児童を見ていただいているという、すごくありがたい面もございます。資料3の下のほうには、そのハートフルさんが配置されてよかった点が担任の先生の率直な意見が書かれています。1対1の対応をしてもらえるようになって授業が進められるとか、一斉指導のときに困っている子に対応してくれているとか、とにかくハートフルさんがいてくださることで、ほかの子に目を向けられるという大きな利点がございます。そうした率直な意見もここに載せさせていただきました。

しかし、学校現場におけるこうした多種多様な問題に対応するために一番有効な手だては、やはり正規の教員を確保し、少人数学級

を実現することではないかと考えます。それは現場の教員だけでなく、保護者からも声が上がっていることです。愛知県教員組合の調査によりますと、保護者の89%が少人数学級を望んでいるというデータがございます。しかし昨年度文科省から発表された35人以下学級の実現に向けての教職員の定数増は見送られています。また平成26年度は引き続き検討という結果となってしまっております。

少人数学級の大きな利点は、子供のつまづきを把握してきめ細やかな学習指導ができることや、配慮を要する子供に対し、より適切な対応ができる、今までよりも一人一人に向き合う時間が確保できるというさまざまな大きな利点が挙げられます。

最後の資料をごらんください。山形県の例を見ますと、早くから少人数学級を導入して、不登校の減少、欠席率の低下、さらには全国学力学習状況調査で実績を上げるという効果が見られています。また、全国学力調査で6年連続上位の秋田県でも、早くから少人数学級に取り組んでいると聞いております。

このように現在地方自治体ごとの裁量で、学級規模の縮小が行われている地方もあります。近隣市町村では、蒲郡市が全学年で35人学級を実施していると聞いています。地方自治体独自にアイデアを出して財政のやりくりをしながら特色のある教育行政を行っている自治体もありますが、それでも地区の格差が生まれていくことは大いに予想されます。

このような教育における財政負担は本来国が負うべきものではないかと考えます。三位一体改革により、義務教育費の国庫負担率は2分の1から3分の1に引き下げられたままであることに加え、本年度子供の自然減に準じた措置以上に義務教育費国庫負担金の削減も受けました。自治体の財政を圧迫している状況だと考えます。本来子供たちが全国どこでも機会均等に一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請であり、そのために義務

教育費国庫負担制度を堅持し、国庫負担率を2分の1に復元することは、国が果たさなければいけない責務だと考えます。

以上の理由により、定数改善計画の早期実施と義務教育費国庫負担制度の堅持とともに国庫負担率2分の1への復元に向けて、内閣総理大臣、内閣官房長官、文部科学大臣、財務大臣、総務大臣に対し、地方自治法第99条の規定により意見書を提出されるよう陳情いたします。何とぞ意見書の採択及び提出を切にお願い申し上げます。以上です。

○中西宏彰委員長 ありがとうございます。

以上で、参考人からの説明・意見が終わりました。

これより参考人に対する質疑に入ります。

なお、念のため申し上げますが、参考人は委員長の許可を得てから御発言ください。また、委員に対しては質疑をすることができませんので御了承願います。

質疑はありませんか。

鈴木眞澄委員。

○鈴木眞澄委員 今回、昨年私も皆さんの教員組合の方々の御意見を聞かせていただいて、本当に現場へも行かせていただいたりしながら、本当そうだなという実感を得させていただいて、昨年9月に採決をさせていただいて、国のほうへ意見書を議会として出した経緯がございます。その昨年出したものについては今もちゃんと有効性が保たれておりますので、今回また再度来られた理由について、何か考えがあって来られて、意見書のお願いということで来られたのか、その点について確認等させていただきたいと思います。

○中西宏彰委員長 立野さん。

○立野禎智参考人 昨年度のものが有効性が、ずっと続いているということ、済みません知らなかったのもあるんですが、愛教組では毎年この活動を各市町村議会で行ってまして、採択をされる議会も多いです、県下では、と聞いていますが、採択をされてもまた次の年、

毎年行くんですけど、この定数改善計画が実施されて義務教育費が2分の1に戻るまではこの運動を続けていこうと、恐らく考えているのではないかと考えています。

○中西宏彰委員長 浅尾委員。

○浅尾洋平委員 少人数学級というふうに書かれているんですけど、これは先生が考える適正な人数ってというのは大体どの人数だと考えてしょうか。

○中西宏彰委員長 立野さん、どうぞ。

○立野禎智参考人 少ないほどやっぱり目が行き届くのでいいと思うんですけど、少なければ少ないほど先生の数も必要ですし、教室の数も必要ですし、なかなか大変になると思います。今はまず35人学級、35人が目指したいところだと考えていると思います。

ちなみに新城市では、先ほど資料2にあるんですけど、黄色く塗ったところだけです。ここが35人学級になってないところです。もし35人学級が実現されれば、新城市においてはこの10校の学年だけでふえるだけになるということもわかります。

○中西宏彰委員長 浅尾委員。

○浅尾洋平委員 先生、ごめんなさい。黄色のところは35人になっていないでいいんですかね。この黄色がとれれば、あとは全部35人ということの理解でよろしかったでしょうか。

○中西宏彰委員長 立野さん、どうぞ。

○立野禎智参考人 小学校1年生は国が35人学級です。愛知県独自に小学校2年生と中学校1年生ですので、塗ってないところもあるんですけど、そこは今35人になっているという想定で塗っていません。

例えば一番上の新城小学校の5年生は76名いますが、つまり2クラスで38名ずつというクラスに今なっているということです。もし35人学級になれば、今2クラスですけど、もう1クラスふえます。35人以下で1クラスということですので、というふうに考えると、もしことし35人学級に新城市がなれば、この

10校の学年で1クラスずつふえるという形になります。

○中西宏彰委員長 ほかに質疑はありませんか。

鈴木達雄委員。

○鈴木達雄委員 不登校の児童生徒の出現率というデータをいただきました。これがいわゆる35人、望ましくは35人以下ということなんですが、やはり少なくなればなるほどクラスの人数が不登校になる児童が減るということ、そういうふうにお考えでしょうか。

○中西宏彰委員長 立野さん、どうぞ。

○立野禎智参考人 不登校の理由が一概に言えないので、自分もこれまでの経験の中で正直何人か不登校の生徒を担当しましたが、やはり理由がわからないところがなかなか大変なところで、理由がわかれば対応のしようもあるんですけど、わからないところが難しく、特に中学生の場合は思春期も絡んできているので、本人の中でも何が起きているのかわからないから不登校になってしまうんじゃないかなと思うところもあるんですけど、クラスの人数が減るほど担任の先生の目の行き届きやすさというのは確実にふえますので、一人一人に対してもっと目が行くようになりますので、やっぱり不登校の改善には有効ではないかと個人的には考えます。

○中西宏彰委員長 菊地委員。

○菊地勝昭委員 児童数がこの地域は多いところとかなり少ないところといろいろあると思って、いろいろデータもとられておと思うんですけど、1人の教員で見る児童数が少ないほど学力が上がるとか、そういうような相関関係とかそういうもののデータというようなものは出ていますか。

○中西宏彰委員長 立野さん、どうぞ。

○立野禎智参考人 はっきりこれでっていうのはなかなか自分も見ることがないんですけど、先ほど山形県の例などは自分は、ああ、なるほどなどは思わせてもらいましたが、少人数

にしたからこういう目に見える改善があったってなかなか言えないところもありますが、教師の、現場にいる者の実感として、少人数ならばもっと見てあげられるとか、そういう実感はいつもあります。

○中西宏彰委員長 鈴木眞澄委員。

○鈴木眞澄委員 先生が時間的な余裕が本当にないということも、現場に行かせてもらってもわかるんですけど、ゆとりが先生の中にもないということで、こういう増員もお願いしたいという意味も含まれているんですけども、先生のケアなんかもちろんあるんでしょうかね。

○中西宏彰委員長 立野さん、どうぞ。

○立野禎智参考人 一応そういう仕組みはあります。教員用のメンタルヘルスコーナーとかいろいろなささまざまな機関でやってくださってますし、実際使っているかどうかは別として。なかなかでもそういうところは相談を実際にはしにくくて。責任感、目の前に子供がいるので逃げられないっていう、逃げるわけにはいかないという、またそういう責任感もあったり、また逆にそれで悩んでしまうところもあると思うんですが、なかなか利用したという話は聞いたことは余りないです。

○中西宏彰委員長 浅尾委員。

○浅尾洋平委員 先ほど先生がやっぱり忙しい、大変っていうふうに、今新聞等でも状況を見てはいるんですけど、やはり今も現場では先生は部活もあったり生活指導もあったり授業もあったりということで、子供を見るのは本当大変だなと思うんですが、やっぱり先生が今いる現場でも不足はしているというふうに実感しているかどうか、ちょっと状況を教えていただきたいなと思います。

○中西宏彰委員長 立野さん、どうぞ。

○立野禎智参考人 例えば今自分がいる千郷小では、ちょうど35人ぎりぎりのクラス、ほとんど35人クラスばかりになって、3クラスずつなんです。1年生から6年生まで全部3

クラス、ほとんど35人ぐらいの受け入れとなっています。それにより去年から確か2クラス減ったと思うんですが、それにより正規の教員が4人ぐらい減りまして、ということがあります。

それから3クラスで、普通だったら学年主任さんか副担任さんがいて、担任さんが3人プラス学年主任さんか副担任さんがいて4人というのが昔からよくある通常の組み方なんですけど、今、もう一人プラスワンの方はいませんで、学年主任さんが担任もやり3クラスがあり、副担任はいないので、本来であれば副担任が担任さんの授業やったり何かしてるときに学年の仕事をしったり会計をしったりとかいう細々したことをやってくさっているのがないので、全部3人の担任の先生で回します。

例えば今特別支援で正直クラス飛び出しちゃうような子も時々いるんですね。そういう子を見る子が学年にプラスワンもしれば、その先生が見られるんですけど、いないので、担任さんは授業やらなきゃいけないので、じゃ、その出ていってしまう子をクールダウンさせたり誰が見るのといったときに、今学年にはいないので、ハートフルさんに助けていただいているというのはそういう意味もございます。できればハートフルさんの今最大4時間のところ、お昼までとか、帰りまでとかというふうに時間が延びれば本当にもっと助かると思います。

というのが千郷小の状況ですし、自分も去年までいた鳳来中学校では、中1で入学してきた子が71人でぎりぎり3クラス出したんですけど、78人です、78人で3クラスあって結構余裕があったんですが、今中学校2年生になったので35人がなくなりましたから、39人の中学校2年生のあの体格で、ちょっと鳳来中学校は教室が狭目なんですけど、そこに39人の中学校2年生の体格のいい子たちがぎっしり詰まって授業をやっているという状況で、

学年主任さんは技術科で兼務という形なので、八名中学校に週5回のうち2回行ってしまいますので、学年主任さんが週に2日いません。で、担任さんは39人のクラスを2人持ち、副担の先生は一応いますが、特別支援クラスの担任なので、ほぼそっちにかかりっきりですから、ほとんどその2人で回しているという。

昔だったら本当主任さんとか副担さんがやれたことが、今先生の数で定数改善ができていないので、もともとの数がふえないので、人が本当にいないんです。で、だんだんまた余裕がなくなり、目が行き届かなくなりって悪循環に今陥りつつあるということです。多分恐らくそういった状況が市内の各地で起きているのではないかなあというふうに思います。新城市に限らずですが、特に新城市においては、今ぎりぎりのところなので、人数的にも、そういう時期に陥っている状況じゃないかなと思っています。

○中西宏彰委員長 ほかに質疑はありませんか。

よろしいですね。

[発言する者なし]

○中西宏彰委員長 質疑なしと認めます。

以上で、参考人に対する質疑は終了しました。

本日は、まことにありがとうございました。
この際、しばらく休憩いたします。

休憩 午後3時42分

再開 午後3時52分

○中西宏彰委員長 休憩前に引き続き、委員会を開き、陳情の審査を行います。

初めに、陳情者代表 長坂佳子氏から提出されました「私立高校生の父母負担を軽減し、学費の公私格差を是正するために市町村独自の授業料助成の拡充を求める陳情書」を議題とします。

本陳情について、自由討議に入ります。意

見等のある委員は発言願います。

鈴木達雄委員。

○鈴木達雄委員 私はこの私立高校生を対象にした授業料助成についてですけども、現在新城市の生徒の数が減っている状況で、データによりますと新城市以外に通って助成をもらっている私立の生徒がふえているというような状況があります。それを思いますと、どうもあえて好んでというんでしょうか、何かを求めて私立の高校に行っているんじゃないかということも思われます。

また設備であったり環境であったり、また先生の質もあるかもしれません。運動の面も加えて、そういった個性を求めてというところも恐らくあるんじゃないかと、私立に対しては。ですので、現状この新城市の脆弱な財政の中で1万円相当ですか、平均、出しているということでもありますので、先ほどの格差は2万円幾らかあるよという話がありましたけども、いろんなそれ以外の私立のプラス面というものも考えまして、現状ぐらいがいいんじゃないかと思っております。以上です。

○中西宏彰委員長 ほかに発言がなければ、これより討論を行いたいと思いますけど、よろしいですか。

討論はありませんか。

鈴木達雄委員。

○鈴木達雄委員 私は、「私立高校生の父母負担を軽減し、学費の公私格差を是正するために市町村独自の授業料助成の拡充を求める陳情書」について、趣旨対策の立場で討論いたします。

私立高校生を対象にした授業料助成について、本市は毎年生徒1人につき平均1万円程度の助成を行ってきました。確かに豊橋市、豊川市等と比較するとその額は少ないということですけども、財政が脆弱な本市においては相当な額だと認識しています。

また、市内在住の生徒数が年々減少しております。また、市の高等教育を担う公立高校の定

員割れ、また高校そのものの存続も危惧されているというようなことがあります。一方で、近隣私立高校へ通い、この助成を支給される高校生が毎年ふえているという現状もあります。

また、最近の私立高校の教育にかける理想の高さには敬意を表しますが、設備をはじめ教育環境の充実ぶりを見るに、また教育環境及び個性を求め、あえて私立高校を選ぶ生徒も多いというような現状を見るに、教育環境及び教育間均等の観点から、私立・公立高校の格差が一概にあるようには感じられないところもあります。

よって、市在住の生徒全ての教育の機会均等を目指すことは当然のことだと思いますけれども、本市の状況を見るに、私立高校に通う生徒への助成については、その趣旨には賛同しますが、現状維持の助成でとどめるべきだという意味で趣旨採択とすべきものと考えます。以上です。

○中西宏彰委員長 ほかに討論はありませんか。

浅尾委員。

○浅尾洋平委員 私は、採択の立場で討論をさせていただきます。

この陳情は、新城市議会に次のことを陳情しております。平成27年度予算において、教育の機会均等等の理念を引き継ぎ、私立高校生の父母負担を軽減し、学費の公私格差を是正するために、私立高校生に対する現行の市町村独自の授業料助成を拡充してくださいとあります。

日本共産党の考え方では、公立高校の充実が当然のこととして、私学助成は公的な教育の大きな部分を占める私学経営の健全化、父母の学費負担の軽減化、教育水準の向上のために行われるものです。私学学校に通わせているお父さん、お母さん、私立学校の教育内容を発展させることとして当然です。

98年の町村文部大臣は、そういう意味での

公の支配にこれは属している。現行の私立学校に対する助成は憲法上問題ない。こういう解釈を伝統的に文部省はとっており、と答弁しております。以上のことから、私は陳情に賛成採択といたします。以上です。

○中西宏彰委員長 鈴木達雄委員。

○鈴木達雄委員 訂正をお願いいたします。

先ほど豊川市、豊橋市と比較して、その額が少ないと言いましたけれども、所得等、またその段階にもよると思いますけれども、先ほど説明があったように率というか、それは少ないということで、額は新城市が多い場合もあるということとということで。

○中西宏彰委員長 ほかに討論はありませんか。

[発言する者なし]

○中西宏彰委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより採決します。

趣旨採択と採択の両論がありますので、起立により採決します。

初めに、本陳情を趣旨採択することに賛成の委員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○中西宏彰委員長 起立多数と認めます。

よって、本陳情は趣旨採択すべきものと決定しました。

次に同じく陳情者代表 長坂佳子氏から提出されました「愛知県の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情書」を議題とします。

本陳情について、自由討議に入ります。意見等のある委員の方は発言願います。

[発言する者なし]

○中西宏彰委員長 特に発言がなければ、これより討論を行います。

討論はありませんか。

小野田委員。

○小野田直美委員 「愛知県の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情書」に

ついて、私は趣旨採択の立場で討論いたします。

保護者の負担軽減を図るという点において趣旨は理解しますが、新城市には公立高校2校と1校舎があり、近年募集生徒数に対し定員割れとする状況にあります。市内の公立高校存続のため、募集停止基準の見直しを求める住民からの請願に基づき、25年6月に県教委に対して市議会として意見書を提出し、県教委が見直し決定をされた経緯があります。

また、愛知県における財政事情は、平成19年度から21年度にかけて法人2税が急激に減少し、平成21年度以降はほぼ横ばい傾向で、回復している状況ではありません。一方、県債残高は平成19年度からふえ続け、平成25年度末の見込みでは35%増となっています。このような極めて厳しい財政状況の中、近隣の県との比較においても愛知県の私学助成額は高いものであることも確認しています。保護者の負担を図るという趣旨は理解しているのですが、以上の状況を総合的に考慮した上で、本陳情は趣旨採択としたいと思えます。

○中西宏彰委員長 ほかに討論はありませんか。

浅尾委員。

○浅尾洋平委員 私は、採択の立場で討論させていただきます。

この陳情事項に関しては、県に対し、地方自治法第99条により、次の点を内容とする意見書を提出してください。父母負担軽減に大きな役割を果たしている授業料助成を拡充するとともに、経常費助成についても国から財政措置がなされる国基準単価を土台に学費と教育条件の公私格差を確実に是正できる施策を実施することとあります。つまり、国と県に対し、私立高校の充実・発展に力を尽くしてほしいという要望をするものであります。先ほど言った理由から、私は陳情に賛成・採択の立場で訴えのほうをさせていただきます。

○中西宏彰委員長 ほかに討論はありません

か。

〔発言する者なし〕

○中西宏彰委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより採決します。

趣旨採択と採択の両論がありますので、起立により採決します。

初めに、本陳情を趣旨採択することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○中西宏彰委員長 起立多数と認めます。

よって、本陳情は趣旨採択すべきものと決定しました。

次に同じく陳情者代表 長坂佳子氏から提出されました「国の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情書」を議題とします。

本陳情について、自由討議に入ります。意見等のある委員の方は発言願います。

〔発言する者なし〕

○中西宏彰委員長 特に発言がなければ、これより討論を行います。

討論はありませんか。

小野田委員。

○小野田直美委員 国の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情書について、私は趣旨採択の立場で討論いたします。

私学へも一定の就学支援金が支給されたものの、授業料助成と入学金を差し引いてもまだお金がかかります。この公私格差を是正するため、国の就学支援金を一層拡充してほしいとのこととあります。私立高校については、親の負担を考えると助成については大事であると思うことから、陳情の趣旨については理解できます。

しかしながら、新城市には2校、1校舎の公立高校があります。近年の少子化により、これら高校は定員割れとなっている状況であり、今後ますます厳しくなることが予想されます。とりわけ新城東高校作手校舎に関して

は、作手校舎に通う生徒に対し、新城から作手間のバス代等の助成も今後考えなくてはならない状況であります。

また、国の財政事情も大変逼迫している状況も事実であり、これらを総合的に考慮すると、今回の陳情については趣旨採択としたいと思います。

○中西宏彰委員長 ほかに討論はありませんか。

浅尾委員。

○浅尾洋平委員 私は、採択の立場で討論いたします。

この陳情事項は、国に対し、地方自治法第99条により、次の内容とする意見書を提出してくださいとあります。1、父母負担の公私格差是正のための就学援助金を一層拡充すること。2、国庫補助制度を堅持し、私立高校以下の国庫補助金をそれに伴う地方交付税・交付金を充実すること。3、私立高等学校以下の経常費補助の一層の拡充を図ること。つまり、これは私たちの市議会が国と県に対し、私立高校の充実、また発展に力を尽くしてほしいという要望であります。この陳情には具体的な要望事項が書かれております。学費の格差是正、国庫負担を引き上げる等の理由からであります。

また、先ほども言いましたように、助成は法律上問題ないというふうに国が定めておりますので、ぜひ、この陳情書を賛成していただきたいと思っております。以上です。

○中西宏彰委員長 ほかに討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○中西宏彰委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより採決します。

趣旨採択と採択の両論がありますので、起立により採決します。

初めに、本陳情を趣旨採択することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○中西宏彰委員長 起立多数と認めます。

よって、本陳情は趣旨採択すべきものと決定しました。

次に新城市教員組合 執行委員長 立野禎智氏ほか250名から提出されました「定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める陳情書」を議題とします。

本陳情について、自由討議に入ります。意見等のある委員の方は発言願います。

〔発言する者なし〕

○中西宏彰委員長 特に発言がなければ、これより討論を行います。

討論はありませんか。

鈴木眞澄委員。

○鈴木眞澄委員 「定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める陳情書」について、私は趣旨採択の立場で討論をさせていただきます。

学校現場でのいじめや不登校、非行問題・行動を含めた子供たちを取り巻く教育環境問題は依然として克服されていない。適切な支援を行うための十分な時間が確保できないのが現状である。少人数学級を行うことで一人一人の子供にきめ細かな対応ができるという現場からの多くの声が聞かれ、教師の負担を軽減し、子供たちとしっかり向き合うためにも少人数学級のさらなる拡充を含めた定数改善計画の早期策定・実施が不可欠と考えるが、定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費負担制度の堅持とともに国庫負担率2分の1への復元に向けて、国への意見書の提出を要望する陳情は、昨年度採択をし、意見書を提出しており、有効性が今保たれて保持されているため、趣旨採択したいという考えがありまして、趣旨採択としたいと思います。

○中西宏彰委員長 ほかに討論はありませんか。

浅尾委員。

○浅尾洋平委員 私は、この陳情を採択の立場で討論したいと思います。

この陳情は、私たち新城市議会に次の陳情をしております。陳情項目は、平成27年度予算において、政府予算編成に当たり、定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持とともに国庫負担率2分の1への復元に向けて十分な教育予算を確保されるよう強く要望するとあります。

日本共産党の考えは、問題の核心は我々の税金をきちんと義務教育に使ってほしいという国民的要求にあります。憲法第26条は、その能力に応じてひとしく教育を受ける権利を宣言しております。義務教育はこれを無償とした、人が人として生きていくためには学習・発達が欠かせない。だから教育は全ての人々が持っている人権とされ、国家は無償の義務教育の提供を約束しております。憲法で無償が決められているのは義務教育以外はないと考えております。国が教員給与の半分を負担する義務教育費国庫負担金制度が、三位一体改革から危機に瀕しております。

先ほども言いましたが、無償の義務教育と憲法に明記されている事業に国が負担金を出すことは、当然過ぎるほど当然であります。現実的には国の負担をやめれば、財政力が弱い地方の義務教育は大きなダメージを受けることとなります。この点からも国の負担の必要性は明らかです。世界の流れも国の負担で、フランス、ドイツ、イタリア、韓国などは教員給与の全額を国が負担しております。アメリカ、イギリスも国の負担は50%と75%です。なお、だからといって日本のようにお金を出すものだから口も出すというのは間違いであり、何の必然性もありません。実際、全額国の負担の国でも、日本と比べ物にならないほど教育の自主性があります。

そうしたことから、35人少人数学級を求め、子供の健全な育成の確保と環境体制、そして教員不足により悪化する教員の労働環

境の改善のためにも、私はこの陳情に賛成・採択の理由を述べたいと思います。以上です。

○中西宏彰委員長 ほかに討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○中西宏彰委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより採決します。

趣旨採択と採択の両論がありますので、起立により採決します。

はじめに、本陳情を趣旨採択することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○中西宏彰委員長 起立多数と認めます。

よって、本陳情は趣旨採択すべきものと決定しました。

以上で、本委員会に付託されました案件の審査は全て終了しました。

この際、委員長からお諮りします。

委員会の審査報告書及び委員長報告の作成については、委員長に一任願いたいと思いません。

これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中西宏彰委員長 異議なしと認め、そのように決定しました。

次にその他ですが、申し出がありませんので、その他を終了します。

これをもちまして、厚生文教委員会を閉会させていただきます。

閉 会 午後4時14分

以上のとおり会議の次第を記録し、これを
証するために署名する。

厚生文教委員会委員長 中西宏彰